

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

後志広域連合は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道後志広域連合長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	1 被保険者の資格管理に関する事務 ① 資格確認書等の交付 ② 資格管理 ③ 特別療養費の支給・解除の決定 2 保険給付に関する事務 ① 保険給付の申請審査、支給決定、保険給付金支給 ② レセプト点検及び過誤処理 ③ 国庫支出金・療養給付費等交付金・前期高齢者交付金・道支出金等の補助金交付事務 ④ 国民健康保険事業報告
③システムの名称	関係町村設置の市町村事務処理標準システム、KDBシステム、国保総合システム、国保情報集約システム、宛名管理システム、医療保険者等向け中間サーバー等、情報提供ネットワークシステム(口座登録・連携ファイル関係情報を取得)

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険資格ファイル、国民健康保険賦課ファイル、国民健康保険給付ファイル、宛名情報ファイル、口座登録・連携ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項及び別表の44の項 ・番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号及び別表の該当項 (情報照会) 番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表の該当の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第71条、第72条、第73条 (オンライン資格確認の準備業務) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	後志広域連合 総務課総務係 住所 〒 044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 車庫棟2階 電話 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466 E-mail soumu@shiribeshi-kouiki.jp
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	後志広域連合 国民健康保険課国保係 住所 〒 044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 車庫棟2階 電話 0136-55-8012 FAX 0136-22-4466 E-mail kokuho@shiribeshi-kouiki.jp
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行うシステムへの照会は、4情報または住所を含む3情報による本人確認を原則とし順守している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザー認証、アクセス権限の管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 被保険者の資格管理に関する事務 ① 被保険者証の交付 ② 資格管理 ③ 被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付 2 保険給付に関する事務 ① 保険給付の申請審査、支給決定、保険給付金支給 ② レセプト点検及び過誤処理 ③ 国庫支出金・療養給付費等交付金・前期高齢者交付金・道支出金・共同事業交付金等の補助金交付事務 ④ 国民健康保険事業報告 ⑤ 退職者医療制度事務	1 被保険者の資格管理に関する事務 ① 資格確認書等の交付 ② 資格管理 ③ 特別療養費の支給・解除の決定 2 保険給付に関する事務 ① 保険給付の申請審査、支給決定、保険給付金支給 ② レセプト点検及び過誤処理 ③ 国庫支出金・療養給付費等交付金・前期高齢者交付金・道支出金等の補助金交付事務 ④ 国民健康保険事業報告	事後	令和6年12月2日に制度が改正され、マイナ保険証に移行したため
令和7年9月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の事務(30の項)	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項及び別表の44の項 ・番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	改正番号法の施行による評価書の記載の修正
令和7年9月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の事務 (情報提供の根拠) 第3欄情報提供者が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄特定個人情報において、関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) (情報照会の根拠) 第1欄情報照会者が「市町村長」の項のうち、第2欄事務に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)	(情報提供)番号法第19条第8号及び別表の該当項 (情報照会)番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表の該当の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第71条、第72条、第73条 (オンライン資格確認の準備業務) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	改正番号法の施行による評価書の記載の修正
令和7年9月30日	IV リスク対策 8.人手を介させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である。 判断の根拠:申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行うシステムへの照会は、4情報または住所を含む3情報による本人確認を原則とし順守している。	事後	基礎項目評価書の新様式への移行による項目追加
令和7年9月30日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者による不正に使用されるリスクへの対策 判断の根拠:ユーザー認証、アクセス権限の管理を行っている。	事後	基礎項目評価書の新様式への移行による項目追加